

令和5年第2回東浦町議会定例会議案

令 和 5 年 6 月 5 日 提 出

目 次

同意第3号 人権擁護委員の推薦について ······	1
同意第4号 人権擁護委員の推薦について ······	2
同意第5号 農業委員会委員の任命について ······	3
同意第6号 農業委員会委員の任命について ······	4
同意第7号 農業委員会委員の任命について ······	5
同意第8号 農業委員会委員の任命について ······	6
同意第9号 農業委員会委員の任命について ······	7
同意第10号 農業委員会委員の任命について ······	8
同意第11号 農業委員会委員の任命について ······	9
同意第12号 農業委員会委員の任命について ······	10
同意第13号 農業委員会委員の任命について ······	11
同意第14号 農業委員会委員の任命について ······	12
同意第15号 農業委員会委員の任命について ······	13
同意第16号 農業委員会委員の任命について ······	14
同意第17号 農業委員会委員の任命について ······	15
議案第21号 東浦町税条例の一部改正について ······	16
議案第22号 東浦町都市計画税条例の一部改正について ······	28
議案第23号 東浦町営住宅条例の一部改正について ······	29
議案第24号 令和5年度東浦町一般会計補正予算（第5号） ······	別添
議案第25号 工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（5-1）） ···	32
議案第26号 工事請負契約の締結について（西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁改修工事） ······	33
議案第27号 令和4年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ···	34
議案第28号 町道路線の認定について ······	35

同意第3号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

中 村 建志郎

東浦町大字緒川 昭和23年生

提案理由

人権擁護委員中村建志郎の任期が、令和5年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第4号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

山 崎 宏 子

東浦町大字緒川 昭和32年生

提案理由

人権擁護委員鈴木了三の任期が、令和5年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第5号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

鈴木 譲

東浦町大字藤江 昭和30年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第6号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

竹 内 和 司

東浦町大字藤江 昭和22年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第7号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

竹内園子

東浦町大字石浜 昭和29年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第8号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神谷明彦

戸田重雄

東浦町大字緒川 昭和24年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第9号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

戸 田 雅 博

東浦町大字緒川 昭和32年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第10号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

戸 田 義 久

東浦町大字緒川 昭和31年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第11号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

長 坂 重 吉

東浦町大字石浜 昭和30年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第12号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

長 坂 吉 和

東浦町大字緒川 昭和23年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第13号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

原 田 辰 雄

東浦町大字生路 昭和27年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第14号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

平 林 宏 也

東浦町大字石浜 昭和36年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第15号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

水 野 茂

東浦町大字生路 昭和28年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第16号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

水 野 雅 宣

東浦町大字森岡 昭和34年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第17号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

村 田、莊 八

東浦町大字森岡 昭和34年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

議案第 21 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第 33 条の 9 略	第 33 条の 9 略
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、 <u>又は当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u>	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、 <u>又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u>
3 略 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	3 略 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第 35 条の 3 の 2 略	第 35 条の 3 の 2 略
2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年に	

<p><u>において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>	
<p><u>3 第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>4 第 1 項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u></p>	<p><u>3 前 2 項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u></p>
<p><u>5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規</u></p>	<p><u>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規</u></p>

<p>則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>
<p><u>6 前項の規定のある場合における第4項の規定の適用</u>については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p><u>5 前項の規定のある場合における第3項の規定の適用</u>については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>(個人の町民税の徵収の方法等)</p> <p>第37条 個人の町民税は、第42条、第45条の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規定により特別徵収の方法による場合を除くほか、普通徵収の方法により徵収する。</p>	<p>(個人の町民税の徵収の方法)</p> <p>第37条 個人の町民税は、第42条、第45条の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規定によって特別徵収の方法による場合を除くほか、普通徵収の方法によって徵収する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p><u>3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徵収する場合に併せて賦課し、及び徵収する。</u></p>	<p>(個人の町民税の納税通知書)</p>
<p>第40条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徵収する場合にあっては特別徵収の方法により徵収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徵</p>	<p>第40条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税及び県民税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徵収する場合にあっては特別徵収の方法によって徵収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徵</p>

<p>定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第 42 条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第 35 条の 2 第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者につ</p>	<p>収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第 42 条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第 35 条の 2 第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなった後において、当該給与所得者</p>
---	--

いて給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間ににおいて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法に

について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 紳税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間ににおいて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別

<p>より徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期</p>	<p>徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によって個人の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期</p>
---	---

は、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）

第 45 条の 2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税

がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）

第 45 条の 2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、

<p>義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>（これと併せて賦課徵収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徵収の方法により徵収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徵収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徵収の方法により徵収する。</p>	<p>当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び<u>均等割額</u>の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徵収の方法によって徵収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徵収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徵収の方法によって徵収する。</p>
<p>(1) 略 (2) 特別徵収の方法により徵収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないと認められる者</p>	<p>(1) 略 (2) 特別徵収の方法によって徵収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないと認められる者</p>
<p>2 前項の特別徵収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徵収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徵収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徵収の方法により徵収する。 (年金所得に係る特別徵収税額等の普通徵収税額への繰入れ)</p>	<p>2 前項の特別徵収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徵収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徵収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徵収の方法によって徵収する。 (年金所得に係る特別徵収税額等の普通徵収税額への繰入れ)</p>
<p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準</p>	<p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準</p>

<p>用する場合を含む。) の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第 39 条第 1 項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項 (法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合 (徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>(種別割の税率)</p>	<p>用する場合を含む。) の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 39 条第 1 項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項 (法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合 (徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>(種別割の税率)</p>
--	---

<p>第 75 条 次の各号に掲げる軽自動車等に 対して課する種別割の税率は、1台につ いて、それぞれ当該各号に定める額とす る。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、 かつ、輪距（2以上の輪距を有する ものにあっては、その輪距のうち最 大のもの）が0.5メートル以下であ るもの、側面が構造上開放されてい る車室を備え、かつ、輪距が0.5メ ートル以下の3輪のもの及び道路 <u>運送車両の保安基準</u>（昭和26年運 輸省令第67号）第1条第1項第13 号の6に規定する特定小型原動機 付自転車を除く。）で、総排気量が 0.02リットルを超えるもの又は定 格出力が0.25キロワットを超える もの 年額 3,700円</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の 特例)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合におけ る納付すべき軽自動車税の環境性能割 の額は、同項の不足額に、これに<u>100分 の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特 例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合におけ る納付すべき軽自動車税の種別割の額</p>	<p>第 75 条 次の各号に掲げる軽自動車等に 対して課する種別割の税率は、1台につ いて、それぞれ当該各号に定める額とす る。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、 かつ、輪距（2以上の輪距を有する ものにあっては、その輪距のうち最 大のもの）が0.5メートル以下であ るもの及び側面が構造上開放され ている車室を備え、かつ、輪距が0.5 メートル以下の3輪のものを除 く。）で、総排気量が0.02リットル を超えるもの又は定格出力が0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の 特例)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合におけ る納付すべき軽自動車税の環境性能割 の額は、同項の不足額に、これに<u>100分 の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特 例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合におけ る納付すべき軽自動車税の種別割の額</p>
--	--

<p>は、同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第 24 条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 33 条の 7 の規定を適用する。</p>	<p>は、同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第 24 条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 33 条の 7 の規定を適用する。</p>
---	---

附 則

第 1 条 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 33 条の 9 第 2 項並びに第 37 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 40 条、第 42 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 45 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 第 4 項の改正規定及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項及び附則第 3 条第 1 項（この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(2) 第 35 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 35 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき東浦町税条例第 35 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給

与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第3条 新条例第75条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 22 号

東浦町都市計画税条例の一部改正について

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 から 16 まで 略 (読替規定)	1 から 16 まで 略 (読替規定)
17 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、 <u>第 43 項若しくは第 46 項</u> 、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。	17 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項 <u>若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</u>
18 略	18 略

附 則

この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 23 号

東浦町営住宅条例の一部改正について

東浦町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町営住宅条例の一部を改正する条例

東浦町営住宅条例（平成 9 年東浦町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(住宅入居の手続)	(住宅入居の手続)
第 11 条 町営住宅の入居決定者は、決定のあつた日から 10 日以内に、次に掲げる手續をしなければならない。	第 11 条 町営住宅の入居決定者は、決定のあつた日から 10 日以内に、次に掲げる手續をしなければならない。
(1) 町営住宅賃貸借契約書を提出すること。	(1) 次のいずれかの者の署名した町営住宅賃貸借保証書及び町営住宅賃貸借契約書を提出すること。 ア 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人（町内に居住する者又は入居決定者の 3 親等内の親族であつて県内に居住するものに限る。） イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 20 条第 2 項に規定する家賃債務保証業者
(2) 略	(2) 略
2 略	2 略
3 略	3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による町営住宅賃貸借保証書に連帯保証人の署名を必要としないこととすることができる。
4 略	4 略
5 略	5 略
6 略	6 略
(家賃の納付)	(家賃の納付)
第 17 条 町長は、入居者から第 11 条第 4	第 17 条 町長は、入居者から第 11 条第 5

項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求をしたときは、当該明渡しの請求をした日。次項において同じ。）までの間、家賃を徴収する。

2から4まで 略

（準用）

第58条 駐車場の使用については、第48条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、第17条の見出し中「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第11条第4項」とあるのは「第53条第4項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始日」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第57条第1項」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅に入居」とあるのは「駐車場を使用」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第41条」とあるのは「第58条の規定により読み替えて準用される第41条第1項」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第

項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求をしたときは、当該明渡しの請求をした日。次項において同じ。）までの間、家賃を徴収する。

2から4まで 略

（準用）

第58条 駐車場の使用については、第48条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、第17条の見出し中「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第11条第5項」とあるのは「第53条第4項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始日」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第57条第1項」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅に入居」とあるのは「駐車場を使用」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第41条」とあるのは「第58条の規定により読み替えて準用される第41条第1項」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第

<p>18条第1項中「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、同条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「第16条各号(第4号を除く。)」のいずれかに該当する特別の事情」とあるのは「特別の事情」と、第25条中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、第26条中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居の」とあるのは「使用の」と、第27条本文中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、第28条第1項本文中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「模様替えし、又は増築」とあるのは「改造」と、第41条の見出し中「住宅」とあるのは「駐車場」と、同条第1項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅を」とあるのは「駐車場を」と読み替えるものとする。</p>	<p>18条第1項中「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、同条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「第16条各号(第4号を除く。)」のいずれかに該当する特別の事情」とあるのは「特別の事情」と、第25条中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、第26条中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居の」とあるのは「使用の」と、第27条本文中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、第28条第1項本文中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「模様替えし、又は増築」とあるのは「改造」と、第41条の見出し中「住宅」とあるのは「駐車場」と、同条第1項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「町営住宅を」とあるのは「駐車場を」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

提案理由

町営住宅の入居に係る連帯保証人を廃止するため提案するものである。

議案第 25 号

工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（5-1））

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月5日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

1 工事名

於大公園再整備工事（5-1）

2 路線等の名称

於大公園

3 工事場所

知多郡東浦町大字緒川字蛭藻池地内

4 工事概要

- (1) 敷地造成工
- (2) 公園施設撤去工
- (3) 地被類植栽工
- (4) 遊戯施設整備工

5 契約金額

281,600,000 円

6 契約の相手方

- (1) 名称
株式会社ヒューテック

- (2) 代表者
代表取締役 長坂勝之

- (3) 所在地
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の1

7 契約の方法

一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 26 号

工事請負契約の締結について（西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁改修工事）

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

1 工事名

西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁改修工事

2 路線等の名称

東浦町立西部中学校

3 工事場所

知多郡東浦町大字緒川字西高根地内

4 工事概要

西部中学校特別教室普通教室棟及び屋内運動場の屋根及び外壁改修に伴う建築工事一式

5 契約金額

52,250,000 円

6 契約の相手方

(1) 名称

高木建設株式会社

(2) 代表者

代表取締役 高木和人

(3) 所在地

知多郡東浦町大字緒川字旭 14 番地の 6

7 契約の方法

一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 27 号

令和 4 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 423,115,658 円のうち
157,607,004 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

令和 4 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。

議案第 28 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
3247	緒川新田 247 号線	東浦町大字緒川字組田 28 番 1 東浦町大字緒川字組田 27 番 7	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。